

内閣参質一八八第一二号

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の「会食」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出安倍首相の「会食」に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び九について

御指摘の「会食」については、政府として企画等を行っておらず、その費用も支出していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねについては、政治家個人の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、原子力発電所の再稼働については、「エネルギー基本計画」（平成二十六年四月十一日閣議決定）

において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」こととしている。

七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国会議員等が政治家個人として行う活動については、政府

としてお答えする立場にない。

八について

お尋ねの「利益相反関係にはないと言えるか」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

十について

内閣官房報償費については、その取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持って、真にその経費の性格に適したものに限定して、適正に執行しているところである。また、お尋ねの「内閣官房報償費の会食等に関わる使途、明細等」の意味するところが必ずしも明らかでなく、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密に該当するか否かについてお答えすることは困難である。